

精算方法

申請は不要です。利用実績を事務局が収集し、登録口座に入金します。

精算のスケジュール (全6回)

回	電子クーポン受付締日 (利用日)	精算日 (振込予定日)	回	電子クーポン受付締日 (利用日)	精算日 (振込予定日)
1	4月30日(水)	5月15日(木)	4	7月31日(木)	8月15日(金)
2	5月31日(土)	6月16日(月)	5	8月31日(日)	9月16日(火)
3	6月30日(月)	7月15日(火)	6	9月30日(火)	10月15日(水)

※「ホク」オコメギユウニューコソダテオウエンジギョウジムキョク」名で入金が行われるので確認をお願いします。
※ 手続・処理の都合により、入金日に多少の差異が発生する場合がございますのでご了承ください。
※ 振込口座登録に相違があり振込エラーになった場合は、振込日程より遅れる場合がございます。

電子クーポン取扱店舗の責務など

- 本マニュアルに基づき、電子クーポンと引き換えに商品等の提供を行ってください。また、取扱いに関する事務局の指示を遵守してください。
- 電子クーポンを利用できることが明確になるよう、事務局が提供するツール(ポスター、ステッカー等)を見えやすい場所に掲示してください。
- 事務局があらかじめ送付した利用者が決済を行うためのツールを用意するとともに、利用金額を決済したことを確認してください。
- 電子クーポンを用いた取引を行う場合は、以下に定める事項を善良な管理者の注意義務をもって必ず確認してください。
 - 電子クーポンの利用期間
 - 電子クーポンを使用する対象が、北海道産の米(基本は精米、玄米及びもち米)又は牛乳(成分調整牛乳、低脂肪牛乳及び無脂肪牛乳)及びその送料であること
- 電子クーポンを現金と交換しないでください。
- 電子クーポンによる支払いで不足する分は、現金等で収受してください。
- 電子クーポンを利用して購入した商品の現金による返金はしないでください。
- 他の割引企画との併用を不可とする場合、ポイント加算対象外とする場合又は電子クーポンの使用上限額を定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示してください。
- 有効な電子クーポンを提示した利用者に対し、電子クーポンの使用を拒否する、手数料を上乗せして請求する、現金で支払う場合と異なる代金を請求する等、電子クーポン利用者に不利となる差別的扱いを行わないでください。(8.に記載の場合を除く)
- 取扱店舗は、有効な電子クーポンを利用しようとする利用者から電子クーポンの利用に関し、苦情又は相談を受けた場合、取扱店舗と電子クーポン利用者との間において紛議が生じた場合又は法令に違反する取引の指導を受けた場合には、取扱店舗の費用と責任をもって対処し、解決にあってください。
- 取扱店舗が利用者の不正利用を知り得ながら電子クーポンを受け取ること、利用者に不正を促すこと等により取扱店舗又は利用者が不正に利益を得た疑いがあると事務局が認めた場合、事務局は調査が完了するまで当該取扱店舗における電子クーポン精算代金の支払いを保留します。また、取扱店舗又は利用者が不正に利益を得た場合、取扱店舗は、受け取った電子クーポンの金額について一切の責任を負い、事務局へ当該金額を返還していただきます。
- 事務局が必要に応じて報告や立ち入等の調査を求めた場合には、これに協力してください。
- 参加条件書にある事項を遵守してください。

【発行者】

北海道お米・牛乳子育て応援事業事務局

◆北海道◆

お米・牛乳子育て応援事業(第三弾) 電子クーポン

取扱店舗マニュアル

〈電子クーポンの利用期間〉

令和7年4月4日(金)～令和7年9月30日(火)

【事業概要】

北海道は、**お米をはじめ**、食料費などの物価高の影響を受けている子育て世帯の支援や道産品の振興を図るため、下記の対象児童がいる北海道内の世帯に商品券等をお届けします。

事業名 北海道お米・牛乳子育て応援事業(第三弾)

対象児童 平成18(西暦2006)年4月2日から令和7(西暦2025)年6月1日までにお生まれのお子様

**支給対象
及び
申請手続者** 申請日において次のいずれかに該当

支給対象	申請手続者
①道内で対象児童と同居している世帯	対象児童と同居する保護者
②道内で対象児童だけで構成する世帯	対象児童又は道内在住の保護者
③保護者は道内に在住し、道外で対象児童だけで構成する世帯	道内在住の保護者

※「世帯」とは、住居及び生計を共にする方の集まり、又は、独立して住居を維持・もしくは独立して生計を営む単身者
※「保護者」とは、父母、養父母、未成年後見人、施設の長、里親等、対象児童を現に監護する方
※対象児童が施設又は里親へ措置等がなされている場合は、その施設の長又は里親が申請することになります

支給品 支給対象の世帯ごとに、次のいずれか1つ ※1世帯あたり、1回限り

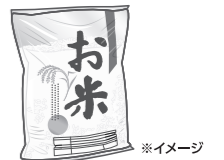
A商品券
「おこめギフト券」又は「おこめ券」
4,840円相当分(440円×11枚)と
「牛乳贈答券」400円相当分(200円×2枚)
<5,240円相当分>



B電子クーポン
北海道産の「米」と「牛乳」を購入できる
電子クーポン <5,240円相当分>
利用期限:令和7年9月30日(火)まで
※電子申請の方のみ申請可能



C北海道米(ななつぼし)
精米(5.5kg)又は無洗米(5.5kg)
どちらか1つ
<5,240円相当分(送料含む)>



申請期間 令和7年4月4日(金)から6月30日(月)まで ※郵送の場合は当日消印有効

【お問い合わせ先】

北海道お米・牛乳子育て応援事業 電子クーポン取扱店舗用コールセンター
TEL.011-351-0036

受付時間/9:00~17:00

ホームページ ▶ <https://hkd2025kosodate-ouen.jp>



運営にあたってのお願い

1. 「北海道お米・牛乳子育て応援事業事務局」からの納品物

納品物が到着したら、下記内容物をご確認ください。



※万が一、不足がありましたら「北海道お米・牛乳子育て応援事業 電子クーポン取扱店舗用コールセンター」までご連絡ください。
 ※当マニュアル及び販促ツールのデータは、ホームページより指定のID・パスワードでログインし、ダウンロードすることができます。
 (なお、ID・パスワードは「取扱店舗登録通知メール又は通知書」に記載されています)
 ※販促ツールは店舗宛に送付となります。

⚠️ ご注意 取扱店舗の登録が承認された後に送付される、「取扱店舗登録通知メール又は通知書」は、本事業終了まで大切に保管してください。

電子クーポン決済用二次元コード及び管理画面用ID 台紙

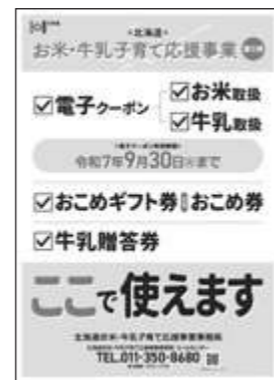


電子クーポン決済用二次元コード及び管理画面用ID 台紙
1部 (A4サイズ)

※後日、簡易書留で郵送します
 ※これが無ければ、電子クーポンの決済ができませんので、必ず受取りをお願いします
 ※管理画面で取引履歴や精算書等を確認することができます
 ※第一弾、第二弾で使用いただいた二次元コード台紙は使用できませんのでご注意ください

電子クーポン・おこめギフト券 又は おこめ券・牛乳贈答券の取扱いに関して

入店時にお客さまの目に入りやすい場所に掲示してください



クーポン取扱表示ポスター
2部 (A4サイズ)

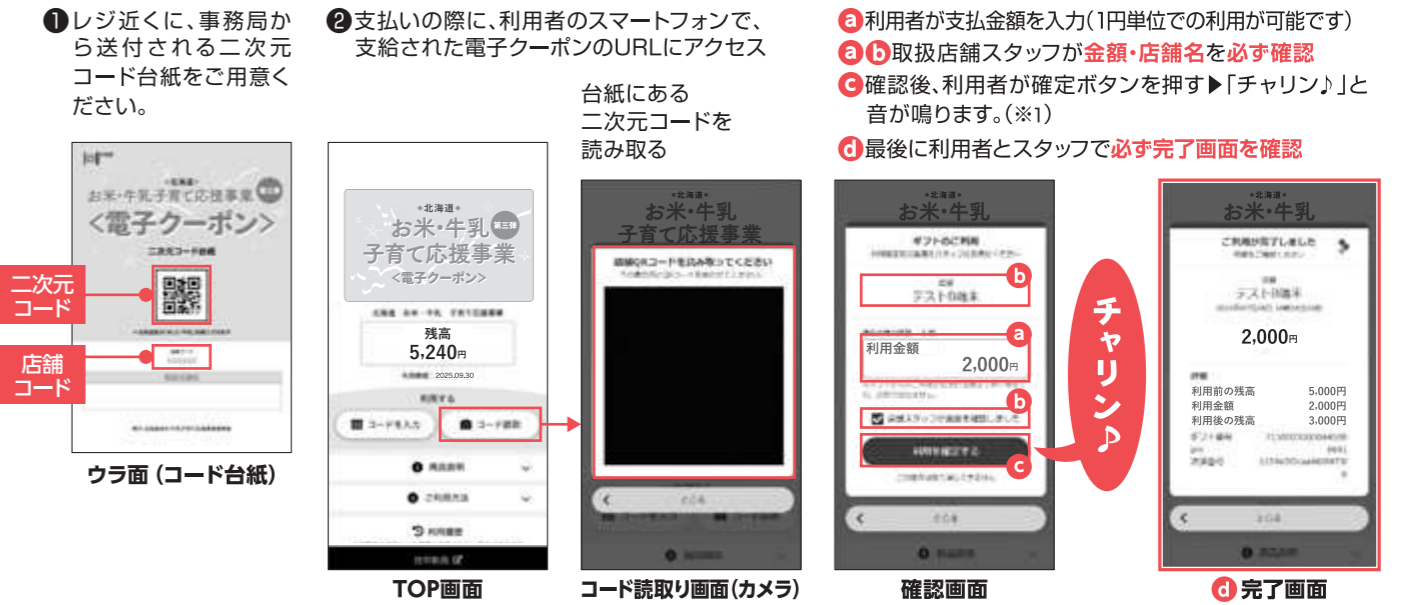
※申請内容に合わせてチェックボックスに☑️を付けて、お客さまに見えやすく掲出してください。
 ※「全種取扱」で申請された店舗には、全て☑️が入ったポスターを納品しますので、そのまま掲出してください。

2. ステッカー、ポスターなどの掲出のお願い

ステッカーやポスターは、令和7年4月4日(金)以降、電子クーポンの利用期限である令和7年9月30日(火)まで、お客さまに見えやすいように掲出してください。

決済方法及び管理画面の使い方

● 決済方法 ※画像はイメージです



※二次元コードの読み取りができない場合は、店舗コードを入力すると決済が可能です。
 ※1 決済時、利用者がスマートフォンの音量設定をゼロにしている場合や、ブラウザや端末の設定で音声再生を許可していない場合は決済音が鳴りません。

● 管理画面詳細



取引履歴の確認や、精算書等が確認できる管理画面を開覧可能な、IDをご提供します

第一弾、第二弾で使用をしたID、パスワードは使用できませんのでご注意ください。

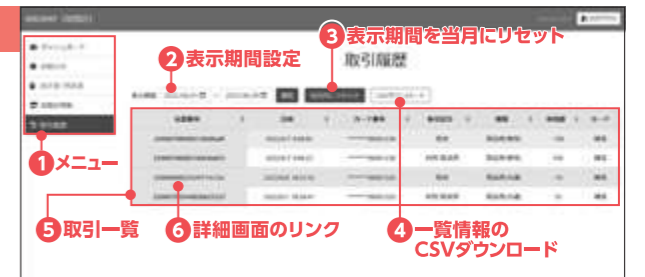
ログイン

- URLアクセス後に表示される画面となります。
- 運営事務局から送付されるユーザーIDとパスワードを入力します。



取引履歴

- 取扱店舗での取引の履歴を確認することができます。
- 表示期間を設定することで、該当期間の取引に絞って一覧表示することができます。
- 伝票番号のリンクを押下することで取引履歴詳細画面に遷移します。



取引履歴詳細

- 取引履歴詳細画面にて内容の確認及び取引の取消*が可能です。
 ※取引の取消=取引のやり直し



精算書詳細

- ダウンロードした精算書を確認するにはPDFビューアーが必要となります。
- 精算書は2枚構成(精算書、明細書)になっております。

使い方動画もご覧ください

https://hkd2025kosodate-ouen.jp/#sec_for_buz

